別表第七の二の医療職俸給表㈡降格時号俸対応表中

62	
64	
65	
66	
67	

を

57	
58	
59	
60	
62	
64	
66	

に改める。

（人事院規則九―八―六八の一部改正）

第二条　人事院規則九―八―六八（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「」とあるのは「受けていた俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定による俸給との合計額に相当する額」を「（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」とあるのは「受けていた俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定による俸給との合計額に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」に、「」とあるのは「仮定額」を「（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該合計額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」に、「」とあるのは「仮定額」に、「よる。」」を「同項第一号中「いた俸給の特別調整額」とあるのは「いた俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」と、同項第二号中「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額」とあるのは「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」と、同項第三号及び第四号中「俸給の特別調整額」とあるのは「俸給の特別調整額に百分の九十九・七六」に改め、「よる。この場合において、」を削り、「「受けていた俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定による俸給との合計額に相当する額」を「受けていた俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定による俸給との合計額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」に改め、「を乗じて得た額。」とする。」を削る。

附則第五条中「第一号中「いた俸給の特別調整額」の下に「（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」を、「いた俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定による俸給との合計額に相当する額」の下に「（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）の施行の日において同法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員である者にあっては、当該合計額に相当する額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」とあるのは「仮定額」を「（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」とあるのは「仮定額」に、「よる。」」を「同項第一号中「いた俸給の特別調整額」とあるのは「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額」と、同項第二号中「いたとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」と、同項第三号及び第四号中「俸給の特別調整額」とあるのは「俸給の特別調整額に百分の九十九・七六」に改め、「よる。この場合において、」を削り、「「その者が受けていた俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定による俸給との合計額に相当する額」を「その者が受けていた俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条の規定による俸給との合計額に百分の九十九・七六を乗じて得た額」に改め、「を乗じて得た額。」とする。」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

（人事院規則九―八の一部改正に伴う経過措置）

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十二年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

（人事院規則九―八―六八の一部改正に伴う経過措置）

3　平成二十一年四月一日から施行日の前日までの間に降格又は降号をした職員の規則九―一七―一〇九（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）附則第二項に規定する経過措置基準額は、規則九―八―六八附則第三条及び第五条の規定にかかわらず、同日における当該経過措置基準額に百分の九十九・七六を乗じて得た額とする。

4　平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に降格をした職員であって同年四月一日以降に降格又は降号をした職員及び同日から施行日の前日までの間に降格又は降号をした職員であって施行日以降に降格又は降号をした職員の規則九―一七―一〇九附則第二項に規定する経過措置基準額は、前項、規則九―八―六八附則第三条及び第五条、規則九―一七―一〇九附則第三項並びに規則九―一七―一九（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）附則第三条の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七―一〇九（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年十一月三十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一七―一〇九―一

人事院規則九―一七―一〇九（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七―一〇九（人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第三項第一号中「いた俸給の特別調整額」の下に「（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）の施行の日（以下「基準日」という。）において同法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「俸給の特別調整額」の下に「（基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該俸給の特別調整額に百分の九十九・七六を乗じて得た額）」を加え、同項第五号中「した場合に」を「して」に、「準じてその者が受けることとなる俸給の特別調整額」を「よるものとした場合の額」に改める。

附　則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。